



JTP 株式会社

証券コード：2488

第35回 定時株主総会 招集ご通知

▶ 開催日時

2022年6月29日（水曜日）

午前10時

▶ 開催場所

東京都品川区北品川四丁目7番36号

御殿山トラストシティ

東京マリオットホテル 1階 「スタジオ」

▶ 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

当日ご来場される株主様は、マスク着用などの感染予防にご配慮のほどお願い申しあげます。また、株主総会会場にご来場されない株主様も株主総会の様子をご覗いただけます。会場の映像を、インターネット上でライブ配信いたします。詳細は別紙の「第35回定時株主総会ライブ配信のご案内」をご確認ください。なお、会場座席は間隔を空けた配置とすることから、満席の際にはご入場をお控えいただく場合がございますのでご了承ください。また、ご入場にあたりましては検温等を行い、体調のすぐれないご様子の株主様はご入場をご遠慮いただくこともございますことをご了承ください。株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。



証券コード 2488
2022年6月14日

株 主 各 位

東京都品川区北品川四丁目7番35号

JTP 株式会社

代表取締役社長 森 豊

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによつて議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに書面またはインターネットにて議決権行使してくださいと願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号

御殿山トラストシティ

東京マリオットホテル 1階「スタジオ」

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 目的 事 項

報 告 事 項

1. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎本総会終了後、当社の事業説明会を開催させていただきますので、是非ご参加くださいますようお願い申しあげます。
- ◎法令及び当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jtp.co.jp/ir/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②連結計算書類の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」
③計算書類の「重要な会計方針に係る事項及びその他の注記」
- なお、上記①は、監査報告の作成に際して、監査等委員会が監査をした事業報告に含まれております。また、上記②及び③は、会計監査報告及び監査報告の作成に際して、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.jtp.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

第35回定時株主総会の運営についてのご案内

<株主様へのお願い>

- 事前の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁の「議決権行使についてのご案内」に従い、2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会会場にご来場されない株主様も株主総会の様子をご覧いただけるよう、当日はインターネットによるライブ配信を行います。詳細は別紙の「第35回定時株主総会ライブ配信のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。

<ご来場される株主様へのお願い>

- 受付前において、検温等を行う場合があります。株主様の安全を第一に考え、体調不良と見受けられる方には運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。また、開会後に体調がすぐれないように見受けられる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ご来場される株主様は、感染予防にご配慮いただき、マスク着用と消毒液での手指消毒をお願い申しあげます。
- 会場の座席は、従来よりも間隔を空けた配置としておりますため、満席の際にはご入場をお控えいただく場合がございますことをご了承ください。

<当社の対応>

- 株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会の運営について重要な変更が生じた場合の通知及び株主総会会場における対応の詳細は、当社ウェブサイト
(アドレス <https://www.jtp.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますよう
お願い申しあげます。



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時45分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日(火曜日)
午後5時45分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月×日

(印) 諸君(5)

スマートフォン用
読み取り用
ウェブサイト
ログインQRコード

同様式同
見本

○○○○○○

※議決権行使書はイメージです。

▶ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者を
反対する場合 ➡ 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り
可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマート
フォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右
記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

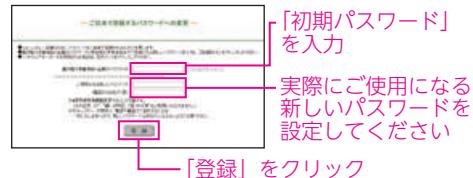
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された
「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における市場環境は、今般のコロナ禍がもたらした急激な社会変化に対応する為に、企業は、働き方改革や競争力強化に向けたビジネス変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを更に加速させました。それらを支えるIT投資も高い水準を維持致しました。こうした市場環境のもと、当社グループでは、引き続き2021-2023第1次中期経営計画の基本方針「労働集約型ビジネスから、知識集約ビジネスへの転換をはかることで、早期に営業利益10億円を目指す」を実現すべく、当事業年度は以下4点を基本方針として事業を推進致しました。

1. 「Expand（拡げる）」：これまで培った海外メーカーとの取引に加えて、日本国内のITエンドユーザー企業の直接の取引拡大を図る。
2. 「Deep Dive（掘り下げる）」：近年リリースして参りました自社サービスを中心に、既存のお客様に対してクロスセル＆アップセルを図る。
3. 「Secure（守る）」：当社サービスを継続してご利用いただけるように、顧客満足を高めることで差別化を図る。
4. 「Create（創る）」：変化する顧客のニーズに対応したサービスを創り続ける。

具体的には、以下のリリースを行いました。

上記1. 2. の事例として、

- ・2021年5月19日に「マンダム社様のお客さま相談室へのAIチャットボット導入」をリリース致しました。
- ・2021年6月8日に「すべてのビジネスパーソンのDX推進スキル習得を支援する研修Learning Booster for DX 人材育成のカリキュラムを拡充」をリリース致しました。
- ・2021年6月30日に再公開された中小企業基盤整備機構様の起業相談チャットボット「起業ライダーマモル」の運用・保守を受託致しました。
- ・2021年8月20日に中小企業基盤整備機構様のオンラインの経営相談サービス「E-SODAN（イーソーダン）」の保守運用業務を受託し8月より運用を開始致しました。

- ・2021年12月15日に日本コンピュータ・ダイナミクスが運営する駐輪場にて「Third AIコンタクトセンターソリューション」を活用したLINEチャットボット実証実験を実施致しました。
- ・2022年2月8日にアプリケーションのコンテナ化を支援する「コンテナリゼーションPoCサービス」をユニオンシンク社に導入致しました。
- ・2022年3月17日ITメーカーに向けてテクニカルサポートサービス「Sprinta（スプリンタ）」を3段階の料金プランで提供を開始致しました。

上記4. の事例として、

- ・2021年6月22日に成功報酬型育成プログラム「未経験者向けIT人材育成ブートキャンプ」の提供を開始致しました。
- ・2021年6月29日に「アプリケーションのコンテナ化実現性を検証するコンテナリゼーションPoCサービス」の提供を開始致しました。
- ・2021年12月9日に内部不正による情報漏えい対策「Proofpoint ITM for Cloud」の提供を開始致しました。
- ・2022年1月27日に3D空間データプラットフォーム提供のURBANBASE株式会社とパートナーシップ契約を締結しメタバース分野の強化をリリース致しました。
- ・2022年2月22日に内部不正対応のマネージドセキュリティサービスの提供を開始致しました。
- ・2022年3月24日ブルーフポイント社のパートナーアワード「サービスパートナー・オブ・ザ・イヤー賞」を上記取組みの結果、2年連続で受賞致しました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、7,040百万円（前期比11.6%増）、営業利益は、435百万円（同24.0%増）、経常利益は、470百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、253百万円（同5.3%減）となりました。

各セグメントの業績は、次のとおりであります。

教育ソリューション事業

売上高

598百万円

(前連結会計年度比11.8%減)

当事業は、海外メーカー・サービスベンダーが日本市場へ参入した際に、必要となるエンドユーザー向けの技術トレーニング事業を請け負うほか、当社独自のICTの最先端技術トレーニングの提供と、スキルの棚卸しから不足するスキルを補う教育までのサイクルを総合的にコンサルティングする人財コンサルティングサービスを提供しております。当事業は、今般の新型コロナウイルス感染症によってビジネスモデルの転換が急務となっております。新規ソリューション創出のための先行投資を行ったことに加え、固定費による利益の圧迫があつた為、減益となりました。

以上の結果、教育ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は598百万円（前期比11.8%減）、セグメント利益は124百万円（同24.7%減）となりました。

ICTソリューション事業

売上高

3,176百万円

(前連結会計年度比2.2%減)

当事業は、ICTシステムの設計・構築・運用・保守サービスを提供しております。当連結会計年度は、ハードウェアメーカー向け事業の撤退に対してダイレクトユーザービジネスが拡大した為、売上高は前年並みとなりました。また利益面ではエンジニアの稼働率が高く推移したことから増益となりました。

以上の結果、ICTソリューション事業の当連結会計年度の売上高は3,176百万円（前期比2.2%減）、セグメント利益は624百万円（同12.4%増）となりました。



西日本ソリューション事業

売上高
1,025百万円
(前連結会計年度比11.8%増)

当事業は、西日本地域におけるICTシステムの運用・保守サービスとライフサイエンスサービスを提供しております。当連結会計年度は、九州・関西地域のICTサービスが拡大した為、增收増益となりました。

以上の結果、西日本ソリューション事業の当連結会計年度の売上高は1,025百万円（前期比11.8%増）、セグメント利益は224百万円（同40.2%増）となりました。



ライフサイエンスサービス事業

売上高
1,389百万円
(前連結会計年度比40.3%増)

当事業は、ICTが応用的に使われている医療機器、化学分析装置などの据付・点検・校正・修理等の保守サービスと海外医療機器メーカー向けの日本市場参入をサポートするコンサルティングサービスを提供しております。当連結会計年度は、医療・化学分析装置の保守サービスが回復したことと、医療ICT事業が拡大した為、增收増益となりました。

以上の結果、ライフサイエンスサービス事業の当連結会計年度の売上高は1,389百万円（前期比40.3%増）となり、セグメント利益は156百万円（同54.0%増）となりました。



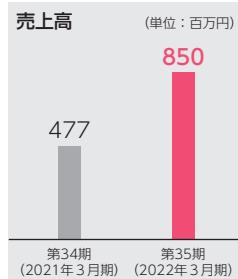
デジタルイノベーション事業

売上高
850百万円

(前連結会計年度比78.0%増)

当事業は、デジタルトランスフォーメーション時代において中核事業となるAI・RPA関連サービスとデジタルマーケティングサービスを提供しております。当連結会計年度は、セキュリティ大型案件とThirdAI案件の受注増加により大幅な増収となりました。

以上の結果、デジタルイノベーション事業の当連結会計年度の売上高は850百万円（前期比78.0%増）、セグメント損失は39百万円（前期は79百万円のセグメント損失）となりました。



その他の事業

売上高
一千万円

(前期は198千円)

当事業はその他の事業であり、インド支店、海外プロジェクト案件が含まれます。当連結会計年度は、インド国内は昨年6月から徐々にロックダウンが解除され、営業活動を順次再開致しました。インドのIT系の優れた学生を、見い出し日本企業に派遣及び紹介するエンジニア紹介事業と、インドの優れたIT技術を持つ企業を、見い出し日本市場参入をサポートするITI (India Technical Import) 事業を展開すべくマーケティング活動を中心に行いました。

以上の結果、その他の事業の当連結会計年度の売上高は一千万円（前期は198千円）、セグメント損失は17百万円（前期は12百万円のセグメント損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は、34百万円あります。

その主なものは、本社施設の改装並びに事業所新設に伴う投資等であります。

③ 資金調達の状況

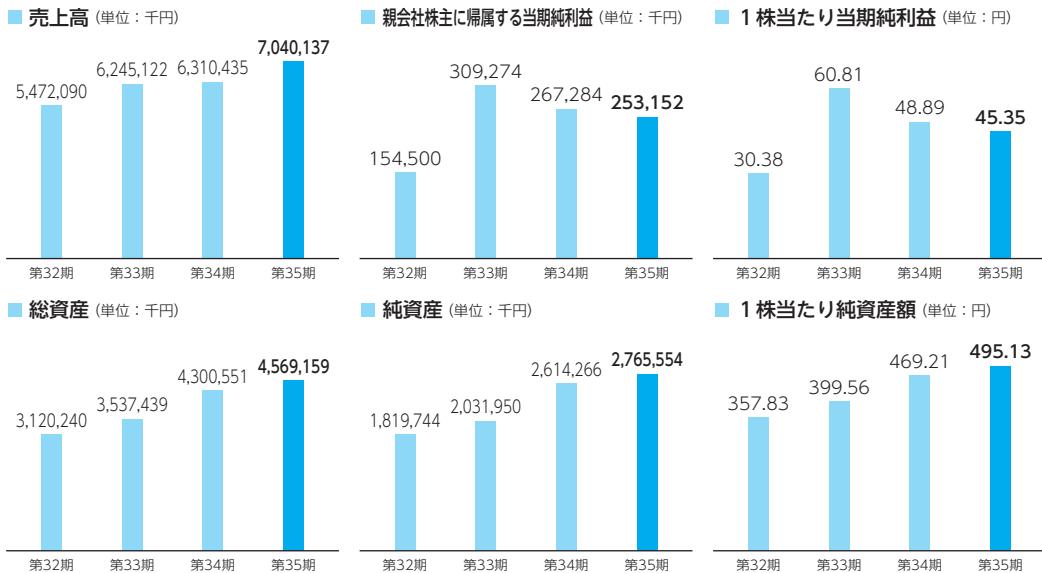
当連結会計年度は、特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式等の取得又は処分の状況

当連結会計年度は、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況



区分	第32期 (2019年3月期)	第33期 (2020年3月期)	第34期 (2021年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (千円)	5,472,090	6,245,122	6,310,435	7,040,137
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	154,500	309,274	267,284	253,152
1株当たり当期純利益 (円)	30.38	60.81	48.89	45.35
総資産 (千円)	3,120,240	3,537,439	4,300,551	4,569,159
純資産 (千円)	1,819,744	2,031,950	2,614,266	2,765,554
1株当たり純資産額 (円)	357.83	399.56	469.21	495.13

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	第32期 (2019年3月期)	第33期 (2020年3月期)	第34期 (2021年3月期)	第35期 (当事業年度) (2022年3月期)
売上高(千円)	5,472,090	6,245,122	6,310,435	7,040,137
当期純利益(千円)	154,526	314,568	268,869	254,082
1株当たり当期純利益(円)	30.38	61.85	49.18	45.52
総資産(千円)	3,108,975	3,530,737	4,297,537	4,572,424
純資産(千円)	1,845,204	2,058,055	2,638,123	2,783,440
1株当たり純資産額(円)	362.84	404.69	473.49	498.33

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Japan Third Party of Americas, Inc.	200千米ドル	100.0%	海外IT企業の マーケティング活動

(4) 対処すべき課題

世界経済は、ロシア・ウクライナ情勢に端を発した地政学リスクなどにより、先行きが不透明な状況が続いております。このような状況ではあるものの、企業の競争力強化に向けたビジネス変革（DX：デジタルトランスフォーメーション）への取り組みは引き続き拡大し続けており、この為のIT投資も堅調に伸びると想定しております。

こうした市場環境のもと、当社グループでは、第1次中期経営計画の最終年度として、既存の国内外企業からのアウトソーシング事業の拡大を強化するとともに、将来の成長に向けた自社ソリューション開発への投資も行うことで、計画の達成に向けて邁進してまいります。その為の海外高度ICT人財の採用とスペシャリストの採用、及び営業組織の強化も併せて取り組んで参ります。

(5) 企業集団の主要な事業セグメント (2022年3月31日現在)

事 業 区 分	主 な 事 業 内 容
教育ソリューション事業	海外メーカー・サービスベンダーが日本市場へ参入した際に、必要となるエンドユーザー向けの技術トレーニング事業を請け負うほか、当社独自のICTの最先端技術トレーニングの提供と、スキルの棚卸しから不足するスキルを補う教育までのサイクルを総合的にコンサルティングする人財コンサルティングサービスを提供しております。
ICTソリューション事業	ICTシステムの設計・構築・運用・保守サービスを提供しております。
西日本ソリューション事業	西日本地域におけるICTシステムの運用・保守サービスとライフサイエンスサービスを提供しております。
ライフサイエンスサービス事業	ICTが応用的に使われている医療機器、化学分析装置などの据付・点検・校正・修理等の保守サービスと海外医療機器メーカー向けの日本市場参入をサポートするコンサルティングサービスを提供しております。
デジタルイノベーション事業	デジタルトランスフォーメーション時代において中核事業となるAI・RPA関連サービスとデジタルマーケティングサービスを提供しております。
その他の事業	上記に属さない事業としてインド支店、海外プロジェクト案件が含まれております。

(6) 企業集団の主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

事業所名	所在地
本社	東京都品川区
東京テクニカルラボセンター	東京都品川区
豊洲事業所	東京都江東区
関西事業所	大阪府吹田市
小山サービスセンター	栃木県小山市
九州サービスセンター	福岡県福岡市中央区
関西事業所テクニカルセンター	大阪府吹田市
中部サービスセンター	愛知県名古屋市中村区
インド支店	インド ウッタル・プラデーシュ州 ノイダ市

② 連結子会社

会社名	所在地
Japan Third Party of Americas, Inc.	米国 カリフォルニア州 サンノゼ市

(7) 使用人の状況（2022年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	使用人數
教育ソリューション事業	29 (3)名
ICTソリューション事業	203 (42)名
西日本ソリューション事業	54 (7)名
ライフサイエンスサービス事業	52 (12)名
デジタルイノベーション事業	38 (3)名
その他	1 (-)名
全社（共通）	23 (3)名
合計	400 (70)名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
400 (70)名	6名増 (19名減)	36.7歳	10.7年

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. パート及び嘱託社員の減少は、一部受託業務の終了によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社の利益配分は、将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、1株当たり年間21円の配当とさせていただくことと致しました。

なお、当社は、会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を定めることができる旨を定款に定めております。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,700,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,015,600株
- (3) 株主数 5,563名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
森 豊	477,253	8.54
日商エレクトロニクス株式会社	470,000	8.41
J T P 従 業 員 持 株 会	237,900	4.25
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	127,100	2.27
外 池 栄 一 郎	100,000	1.79
金 山 洋 志	100,000	1.79
佐 伯 康 雄	81,100	1.45
吉 井 右	80,000	1.43
長 谷 川 将	60,000	1.07
株式会社夢真ビーネックスグループ	60,000	1.07

(注) 1. 当社は、自己株式を430,127株保有しておりますが、上表からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

取締役 (取締役監査等委員及び社外取締役を除く。) 普通株式14,400株 3名

3. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	森 豊	Japan Third Party of Americas, Inc. CEO
取締役	為田光昭	
取締役	伊達仁	コーポレート本部長
取締役	吉田雅彦	(株)日本テクノス社外取締役 (株)セゾン情報システムズ社外取締役
取締役常勤監査等委員	木村裕之	ベリタップ・コンサルティング(株)代表取締役
取締役監査等委員	竹内定夫	アドバンストコンサルティング(株)代表取締役社長、(株)森組社外監査役、(株)十川ゴム社外取締役
取締役監査等委員	井出隆	日本瓦斯(株)社外取締役

- (注) 1. 取締役吉田雅彦氏は、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員竹内定夫氏及び井出隆氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員竹内定夫氏及び井出隆氏は、公認会計士の資格を有しております、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役吉田雅彦氏、取締役監査等委員竹内定夫氏及び取締役監査等委員井出隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び重要な使用人からの情報収集、重要な会議への出席並びに内部監査部門等との連携を通じて、監査・監督機能を強化するため、木村裕之氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 取締役及び取締役監査等委員の報酬等の総額

区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	68 (4)	57 (4)	— (—)	11 (—)	5 (1)
取締役監査等委員 (うち社外取締役)	13 (7)	13 (7)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計	82	70	—	11	8

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記には、2021年4月8日をもって退任した取締役1名が含まれており、退任した取締役1名の報酬等の総額は0百万円です。
3. 取締役（取締役監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額150百万円以内（うち、社外取締役分を年額10百万円以内とする。また使用人分給与は含まない。）と決議いただいており、取締役（取締役監査等委員を除く。）の報酬等の内容は、株主総会が決議した報酬等総額の範囲において、取締役会にて代表取締役社長森豊に一任する決議をした後、代表取締役社長森豊が、取締役（取締役監査等委員を除く。）各人別の報酬等の金額に関する原案を策定し、委員の過半数が社外取締役により構成される任意の報酬委員会において原案について諮問を受けたうえ、諮問結果を尊重して最終決定しています。なお、第33回定時株主総会の上記決議時点において、決議の対象とされた取締役（取締役監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役1名）です。
4. 取締役監査等委員の報酬限度額は、2020年6月30日開催の第33回定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいており、各取締役監査等委員に対する具体的金額、支給時期等は取締役監査等委員の協議によることとさせていただいております。なお、当該決議時点において、決議の対象とされた取締役監査等委員の員数は3名です。

5. 「3」及び「4」のほか、2020年6月30日開催の第33回定時株主総会においては、取締役（取締役監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して、上記「3」の報酬限度額の枠内で年額30百万円以内（使用人分給与は含まない。）で譲渡制限付株式の付与のために金銭報酬債権を報酬として支給する、譲渡制限付株式報酬制度（※）の導入を決議いただいており、対象となる取締役への具体的な支給の時期及び分配については取締役会にご一任いただくことになっております。なお、当該決議時点における取締役（取締役監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は4名です。
- 当該制度に基づき、上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。

当事業年度における譲渡制限付株式報酬

取締役（取締役監査等委員を除く。）3名（社外取締役含まず）普通株式14,400株
※譲渡制限付株式報酬制度の概要については、下記「6」「①」「ウ」をご参照ください。

6. 取締役（取締役監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

報酬等の決定に関する基本方針及び取締役が受ける個人別の報酬等の基本方針については以下の通り取締役会において決議しております。

① 当該方針の内容の概要

ア. 基本方針

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）の報酬額については、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じた固定報酬としての基本報酬と、中長期的インセンティブとしての株式報酬により構成しております。また、社外取締役の報酬は経営の監督機能を十分に機能させるため、基本報酬のみで構成しております。

イ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、会社の規模、業績を考慮した各人の役職、職責等に応じ、総合的に勘案して決定するものとしております。

ウ. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

当社は、業績連動報酬は採用せず、中長期的インセンティブとしての報酬として非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度としております。その内容は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として定時株主総会で承認可決された範囲内で金銭報酬債権を支給し、割当対象者が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受けるものとしております。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の役職、職責、貢献度等を総合的に勘案の上、定時株主総会終了後の取締役会で決定するものといたします。また、譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとしております。

一. 謾渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた取締役は、当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

二. 謾渡制限の解除条件

対象取締役が譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除いたします。ただし、対象取締役が、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から任期満了を含む正当な事由又は死亡により退任又は退職した場合には、払込期日から当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位から退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数に当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

三. 謾渡制限付株式の無償取得

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。また、本譲渡制限期間が満了した時点において、譲渡制限が解除されていないものがある場合に、期間満了時点の直後の時点をもって、これを当然に無償で取得するものといたします。

四. 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの月数を12で除した数に当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果単元株未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当社は当然に無償で取得するものといたします。

工. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

中長期的な企業成長へ貢献し、かつ株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲が高まるように、最も適切な支給割合となることを方針としております。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、任意の報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議により決定しております。任意の報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、社内取締役1名及び社外取締役3名並びに顧問弁護士により構成されており、事業年度ごとに2回程度開催しております。また譲渡制限付株式報酬は、任意の報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定しております。

② 当該事業年度に係る取締役（取締役監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、委員の過半数が社外取締役により構成される任意の報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

7. 取締役（取締役監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等の内容は、株主総会が決議した報酬等総額の範囲において、取締役会にて代表取締役社長森豊に一任する決議をした後、代表取締役社長森豊が、取締役（監査等委員であるものを除く。）各人別の報酬等の金額に関する原案を策定し、委員の過半数が社外取締役により構成される任意の報酬委員会において原案について諮問を受けたうえ、諮問結果を尊重して最終決定しています。その権限の内容は、各取締役の管掌業務の内容及び実績・成果等を踏まえた固定報酬額及び譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権額の決定であり、これらの権限を代表取締役社長に委任した理由は、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の管掌事業の評価を行うのに最も適任であるためです。

(3) **社外役員等に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社との当該他の法人等との関係

社外取締役である吉田雅彦氏は、(株)日本テクノスの社外取締役、(株)セゾン情報システムズ社外取締役であります。当社と各兼務先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役監査等委員である竹内定夫氏は、アドバンストコンサルティング(株)の代表取締役社長、(株)森組の社外監査役及び(株)十川ゴムの社外取締役であります。当社と各兼務先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役監査等委員である井出隆氏は、日本瓦斯(株)の社外取締役であります。当社と兼務先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		活動状況及び期待される役割に関して 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 吉田 雅彦		当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席致しました。主にIT企業経営者としての専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、またIT業界に深く幅広い見識も有していることから、その専門的な視点で監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
取締役 監査等委員 竹内 定夫		当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席致しました。主に公認会計士としての専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、また企業経営者として豊富な知見も有していることから、その専門的な視点で監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制や内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役 監査等委員 井出 隆		当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席致しました。主に公認会計士としての専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。監査等委員会においては、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条第2項に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外取締役監査等委員は、当社定款第30条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令で定める金額のいずれか高い額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 ひびき監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円
・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

(3) 解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその解任の理由を報告致します。

また、監査等委員会は上記の場合のほか、会計監査人の監査品質、監査実施の有効性及び効率性、継続監査年数などを勘案し、会計監査人として適当でないと判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定致します。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	4,023,363	流動負債	1,147,361
現金及び預金	2,228,996	買掛金	301,531
受取手形	11,828	未払金	152,489
売掛金	1,278,724	未払法人税等	125,783
契約資産	215,117	未払消費税等	74,642
商品	14,382	前受金	204,894
仕掛品	12,859	賞与引当金	178,838
原材料及び貯蔵品	9,334	受注損失引当金	5,098
その他の	260,525	その他の	104,083
貸倒引当金	△8,405	固定負債	656,243
固 定 資 産	545,795	退職給付に係る負債	655,493
有形固定資産	103,627	その他の	750
建物附属設備	71,780	負債合計	1,803,604
器具及び備品	31,846	純資産の部	
リース資産	0	株主資本	2,782,590
無形固定資産	24,960	資本金	795,475
ソフトウエア	16,376	資本剰余金	838,729
その他の	8,584	利益剰余金	1,369,492
投資その他の資産	417,208	自己株式	△221,106
差入保証金	128,098	その他の包括利益累計額	△17,036
繰延税金資産	289,110	為替換算調整勘定	△6,892
		退職給付に係る調整累計額	△10,143
資産合計	4,569,159	純資産合計	2,765,554
		負債・純資産合計	4,569,159

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	
売 上 原 価	7,040,137
売 上 総 利 益	5,818,713
販売費及び一般管理費	1,221,423
営 業 利 益	785,783
営 業 外 収 益	435,640
受 取 利 息 10	
受 取 貸 貸 料 2,747	
受 取 出 向 料 13,602	
雇 用 調 整 助 成 金 2,953	
為 替 差 益 11,941	
保 険 配 当 金 2,493	
そ の 他 2,381	
	36,130
営 業 外 費 用	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ 一 損 493	
株 式 報 酬 費 用 消 減 520	
そ の 他 7	1,021
経 常 利 益	470,748
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損 481	
固 定 資 産 除 却 損 2,320	
減 損 損 失 17,292	
投 資 有 価 証 券 評 価 損 49,500	69,594
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	401,153
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 166,964	
法 人 税 等 調 整 額 △18,962	148,001
当 期 純 利 益	253,152
親会社株主に帰属する当期純利益	253,152

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	795,475	835,260	1,235,977	△228,508	2,638,203
会計方針の変更による累積的影響額			△2,633		△2,633
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	795,475	835,260	1,233,344	△228,508	2,635,570
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△117,004		△117,004
親会社株主に帰属する当期純利益			253,152		253,152
自 己 株 式 の 処 分		3,469		7,402	10,872
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	3,469	136,148	7,402	147,020
当 期 末 残 高	795,475	838,729	1,369,492	△221,106	2,782,590

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	△5,293	△18,643	△23,936	2,614,266
会計方針の変更による累積的影響額				△2,633
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	△5,293	△18,643	△23,936	2,611,633
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△117,004
親会社株主に帰属する当期純利益				253,152
自 己 株 式 の 処 分				10,872
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,599	8,499	6,900	6,900
連結会計年度中の変動額合計	△1,599	8,499	6,900	153,920
当 期 末 残 高	△6,892	△10,143	△17,036	2,765,554

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	4,004,519	流動負債	1,147,361
現金及び預金	2,210,152	買掛金	301,531
受取手形	11,828	未払金	152,489
売掛金	1,278,724	未払費用	74,885
契約資産	215,117	未払法人税等	125,783
商品	14,382	未払消費税等	74,642
仕掛品	12,859	前受金	204,894
原材料及び貯蔵品	9,334	預り金	29,191
前払費用	161,002	賞与引当金	178,838
その他の	99,523	受注損失引当金	5,098
貸倒引当金	△8,405	その他の	6
固定資産	567,905	固定負債	641,622
有形固定資産	103,627	退職給付引当金	640,872
建物附属設備	71,780	その他の	750
器具及び備品	31,846	負債合計	1,788,984
リース資産	0	純資産の部	
無形固定資産	24,960	株主資本	2,783,440
ソフトウエア	16,376	資本金	795,475
電話加入権	8,584	資本剰余金	838,729
投資その他の資産	439,318	資本準備金	647,175
繰延税金資産	284,633	その他資本剰余金	191,554
差入保証金	128,098	利益剰余金	1,370,342
その他の	35,786	利益準備金	9,926
貸倒引当金	△9,200	その他利益剰余金	1,360,415
資産合計	4,572,424	別途積立金	490,000
		繰越利益剰余金	870,415
		自己株式	△221,106
		純資産合計	2,783,440
		負債・純資産合計	4,572,424

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金額
売 上 高		7,040,137
売 上 原 価		5,818,713
売 上 総 利 益		1,221,423
販売費及び一般管理費		784,837
営 業 利 益		436,585
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10	
受 取 貸 貸 料	2,747	
受 取 出 向 料	13,602	
雇 用 調 整 助 成 金	2,953	
為 替 差 益	11,941	
保 険 配 当 金	2,493	
そ の 他	2,365	36,114
営 業 外 費 用		
コ ミ ツ ト メ ン ト フ ィ 一	493	
株 式 報 酬 費 用 消 減 損	520	
そ の 他	7	1,021
経 常 利 益		471,678
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	481	
固 定 資 産 除 却 損	2,320	
減 損 損 失	17,292	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	49,500	69,594
税 引 前 当 期 純 利 益		402,083
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	166,964	
法 人 税 等 調 整 額	△18,962	148,001
当 期 純 利 益		254,082

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本剰余金			利益剰余金				
	資 本 準備 金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準備 金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
当期首残高	795,475	647,175	188,085	835,260	9,926	490,000	735,970	1,235,896
会計方針の変更による累積的影響額							△2,633	△2,633
会計方針の変更を反映した当期首残高	795,475	647,175	188,085	835,260	9,926	490,000	733,337	1,233,263
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△117,004	△117,004
当期純利益							254,082	254,082
自己株式の処分			3,469	3,469				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	3,469	3,469	-	-	137,078	137,078
当期末残高	795,475	647,175	191,554	838,729	9,926	490,000	870,415	1,370,342

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△228,508	2,638,123	2,638,123
会計方針の変更による累積的影響額		△2,633	△2,633
会計方針の変更を反映した当期首残高	△228,508	2,635,490	2,635,490
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△117,004	△117,004
当期純利益		254,082	254,082
自己株式の処分	7,402	10,872	10,872
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			
事業年度中の変動額合計	7,402	147,950	147,950
当期末残高	△221,106	2,783,440	2,783,440

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

J T P 株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 小川 明
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田中 弘司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J T P 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J T P 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

J T P 株式会社

取締役会 御中

ひびき監査法人

東京事務所

代表社員 公認会計士 小川 明

業務執行社員

代表社員 公認会計士 田中 弘司

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J T P 株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行つた。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上 の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）、及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

J T P 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

取締役 常勤監査等委員 木 村 裕 之 ㊞

社外取締役 監査等委員 竹 内 定 夫 ㊞

社外取締役 監査等委員 井 出 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）により、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンライン株主総会）に関する制度が創設されました。当社といたしましては、新型コロナウイルスのような感染症のまん延または天災の発生等の通常の株主総会の開催が困難となる場合に備えて、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第12条第2項に上記の場合に限り場所の定めのない株主総会を開催することができる旨の追加をお願いするものであります。株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆様の権利を最優先とし、感染症や天災等を踏まえた社会的な要請を踏まえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令および法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を削除し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主の皆様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。 (新 設)	第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。 2 <u>当会社は、新型コロナウイルスのような感染症のまん延または天災の発生等により株主総会の場所を定めた株主総会の開催が困難な場合に限り株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したもとのみなすことができる。	(削 除)
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
附則1 (条文省略) (新 設)	附則1 (現行どおり) 附則2

現 行 定 款	変 更 案
	<p>1 <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって自動的に削除されることとする。</u></p>

第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し、監査等委員でない取締役（以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

もり
森
ゆたか
豊
(1973年12月13日生)

所有する当社の株式数	477,253株
在任年数	8年
取締役会出席状況	12/12回



重 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

2002年 6月 当社入社
 2008年 4月 当社事業統括推進室室長
 2009年 4月 当社ヘルプデスク部部長
 2012年 4月 当社執行役員新規事業推進本部SNS推進室長
 2014年 4月 当社社長執行役員
2014年 6月 当社代表取締役社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

Japan Third Party of Americas, Inc. CEO

取締役候補者とした理由

森豊氏は、2014年6月に当社代表取締役社長に就任し、現在も最高経営責任者として、中長期的戦略を立案するとともに、経営全般を統括しております。同氏がこれまで培った経験と見識は、当社の経営に活かせると判断しましたので、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

2

ためだ
為田 光昭
(1974年1月21日生)

所有する当社の株式数 23,300株
在任年数 9年
取締役会出席状況 12/12回



重 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1994年 4月 当社入社
2003年 4月 当社ITフィールド・ソリューション本部グループマネージャ
2008年 4月 当社ナレッジソリューション事業担当
2008年 4月 当社プラットフォームソリューション事業担当
2010年 4月 当社プロフェッショナルサービス営業推進室担当
2013年 6月 当社取締役事業推進本部担当
2015年 4月 当社取締役事業統括本部長兼ナレッジサービス部門グループマネージャ
2016年 4月 当社取締役新規事業開発本部長
2016年 6月 当社常務取締役新規事業開発本部長
2018年 6月 当社取締役新規事業開発本部長
2019年 4月 当社取締役デジタルトランスフォーメーション事業本部長
2020年 4月 当社取締役デジタルイノベーション本部長
2021年 4月 当社取締役
2022年 4月 当社取締役ソリューション事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

為田光昭氏は、技術（現業）部門での長年にわたる実務を通して、豊富な経験と実績を有しており、2013年6月の取締役就任後は、これまでの知見と顧客課題とを結びつけることで、新しいソリューションサービスを創出してまいりました。このことから、当社の企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

3

だて
伊達
ひとし
(1974年7月17日生)

所有する当社の株式数 32,800株
在任年数 9年
取締役会出席状況 12/12回



重 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1997年 3月 当社入社
- 2000年 3月 当社コンピュータ・エンジニアリング・テレフォニ・サポート部門マネージャ
- 2004年 4月 当社総務部マネージャ
- 2007年 4月 当社内部監査室マネージャ
- 2009年 4月 当社新規事業推進企画マネージャ
- 2011年 6月 当社営業部長
- 2012年 6月 当社広報室長
- 2013年 6月 当社取締役IR、コンプライアンス担当
- 2014年 4月 当社取締役IR、広報担当
- 2015年 4月 当社取締役管理本部長
- 2018年 4月 当社取締役管理本部長兼コーポレートコミュニケーション室長
- 2019年 4月 当社取締役コーポレート本部長（現任）**

取締役候補者とした理由

伊達仁氏は、長年にわたりIR、総務、経理、品質管理をはじめとしたコーポレート部門を担当し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏がこれまでの経験で培った経験と見識から、当社の業務執行の監督を行うに適任であると判断しましたので、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号

4

は せ が わ し ん や
長谷川慎也
(1971年7月26日生)

所有する当社の株式数 1,000株
在任年数 —
取締役会出席状況 —



新 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

1999年9月 当社入社
2006年4月 当社西東京事業部 課長
2016年4月 当社ICT プラットフォームソリューション部長
2020年4月 当社執行役員システムエンジニアリング事業部長
2022年4月 当社執行役員ICT 事業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

長谷川慎也氏は、業務遂行能力、実行力、リーダーシップに長けており、特に製造業におけるITを活用した自動化・効率化の知見を有しており、近年はこれまでの経験を活かしICTシステムの設計・構築事業の責任者として事業をけん引してまいりました。このことから、当社の企業価値のさらなる向上に寄与することができると判断しましたので、新たな取締役候補者としました。

候補者番号

5

よし だ
吉田 雅彦
(1947年4月1日生)

所有する当社の株式数 1,000株
在任年数 7年
取締役会出席状況 12/12回



重 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	高千穂交易(株)入社
1988年 4月	日本タンデムコンピューターズ(株)入社
1999年10月	コンパックコンピュータ(株)常務取締役営業統括本部長
2002年11月	日本ヒューレット・パッカード(株)常務執行役員
2004年 5月	同社専務執行役員営業担当
2007年 2月	同社取締役専務執行役員営業担当
2007年 7月	日本HPファイナンシャルサービス(株)代表取締役社長
2009年 4月	日本ヒューレット・パッカード(株)取締役相談役
2009年 6月	(株)データ・アプリケーション社外取締役
2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2017年 7月	(株)日本テクノス社外取締役 (現任)
2018年 6月	(株)セゾン情報システムズ社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

(株)日本テクノス社外取締役

(株)セゾン情報システムズ社外取締役

社外取締役候補者とした理由

吉田雅彦氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はIT業界に深く幅広い見識を持ち、またIT企業経営者として豊富な知見も有しております、引き続き当該知見を活かして特にIT企業経営者として豊富な知見について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 吉田雅彦氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者吉田雅彦氏に関する特記事項は、次のとおりであります。
 当社との責任限定契約

当社は、同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

4. 当社は、吉田雅彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任をご承認いただいた場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

き む ら ひ ろ ゆ き
木村 裕之
(1954年10月15日生)

所有する当社の株式数	一株
在任年数	4年
取締役会出席状況	12/12回



重 任

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1978年 4月 東京重機工業(株)（現JUKI（株））入社
- 1989年 2月 サン・マイクロシステムズ(株)入社
- 2000年 7月 同社取締役インダストリー営業担当
- 2002年 7月 同社常務取締役インダストリー営業担当
- 2003年 1月 ベリタスソフトウェア(株)代表取締役社長兼米国本社副社長
- 2005年10月 (株)シマンテック代表取締役社長兼米国本社副社長
- 2008年 4月 同社会長兼エグゼクティブ・アドバイザー
- 2008年 8月 (株)セールスフォース・ドットコム執行役員副社長兼米国本社上級副社長
- 2010年 1月 シトリックス・システムズ・ジャパン(株)副社長兼米国本社副社長
- 2013年 4月 当社顧問
- 2015年 5月 ベリタップ・コンサルティング(株)代表取締役（現任）**
- 2018年 6月 当社常勤監査役
- 2020年 6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

ベリタップ・コンサルティング(株)代表取締役

取締役候補とした理由

木村裕之氏は、IT業界に深く幅広い見識を持ち、またIT企業経営者としての専門的な視点から当社の監査等に反映していただけると判断しましたので、引き続き監査等委員である取締役候補者としました。

候補者番号

2

たけうち さだお
竹内 定夫
(1948年6月2日生)

所有する当社の株式数 17,400株
在任年数 20年
取締役会出席状況 12/12回



重 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

- 1976年 9月 クーパースアンドライブランド会計事務所入所
1983年 4月 竹内・田中会計・法律事務所（現ふじ総合会計・法律事務所）開設
2002年 6月 当社監査役
2010年 9月 アドバンストコンサルティング（株）代表取締役社長（現任）
2015年 6月 （株）森組社外監査役（現任）
2015年 6月 （株）十川ゴム社外取締役（現任）
2016年 3月 （株）スタジオアリス取締役（監査等委員）
2020年 6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

- アドバンストコンサルティング（株）代表取締役社長
（株）森組社外監査役
（株）十川ゴム社外取締役

社外取締役候補者とした理由

竹内定夫氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な知見を有しております、また企業経営者として豊富な知見も有しております、引き続き当該知見を活かして特に会計に関する豊富な知見について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

3

い で
井出
た か し
隆
(1951年6月19日生)

所有する当社の株式数 一株
在任年数 8年
取締役会出席状況 12/12回



重 任

社 外

独 立

■ 略歴、当社における地位及び担当

1978年11月	クーパースアンドライブランド会計事務所入所
1994年 7月	日本公認会計士協会国際委員会委員
1998年 7月	中央監査法人代表社員
2006年 7月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所、シニアパートナー
2014年 6月	当社監査役
2014年 6月	日本瓦斯(株)社外監査役
2014年 6月	日本瓦斯(株)社外取締役（現任）
2020年 6月	当社取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

日本瓦斯(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

井出隆氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士の資格を持ち、会計に関する専門的な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に会計に関する豊富な知見について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためあります。また同氏が選任された場合は、任意の指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 竹内定夫氏及び井出隆氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は、次のとおりであります。
- (1)竹内定夫氏及び井出隆氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であり、両氏とも、当社が監査等委員会設置会社に移行する前は、社外監査役でした。両氏の、社外監査役及び社外取締役監査等委員としての在任期間（括弧内は、社外取締役監査等委員としての在任期間）は、それぞれ本総会終結の時をもって、竹内定夫氏が20年（2年）、井出隆氏が8年（2年）となります。なお、両氏の社外取締役監査等委員としての任期は、本総会終結の時をもって満了となります。
- (2)当社との責任限定契約

当社は、社外取締役監査等委員である竹内定夫氏及び井出隆氏との間で当社定款及

び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額としております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約と同内容の契約を締結する予定であります。

4. 当社は、保険会社との間で監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 当社は、竹内定夫氏及び井出隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の取締役及び監査役としての在任年数を含んでおります。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案承認後の役員体制一覧および各取締役・各監査等委員の専門性

氏名	属性	分野						
		企業経営	国際業務	営業・マーケティング	法律・リスク管理	財務・会計	人事・人材開発	IT・プロジェクト
森 豊 代表取締役社長		○	○	○				○
為田 光昭 取締役		○		○			○	○
伊達 仁 取締役		○			○	○	○	
長谷川 慎也 取締役		○			○		○	○
吉田 雅彦 社外取締役	社外 独立	○	○	○				○
木村 裕之 取締役（監査等委員）		○	○	○				○
竹内 定夫 社外取締役（監査等委員）	社外 独立	○	○		○	○		
井出 隆 社外取締役（監査等委員）	社外 独立	○	○		○	○		

*各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、候補者の有する全ての知見を表すものではありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

たけうち	ようへい	所有する当社の株式数	一株
竹内	洋平	在任年数	—
(1981年9月21日生)		取締役会出席状況	—



社外

■ 略歴、当社における地位及び担当

2008年12月 あらた監査法人入所

2013年8月 公認会計士登録

竹内洋平公認会計士事務所開設

2014年1月 税理士登録

補欠の社外取締役候補者とした理由

竹内洋平氏は、公認会計士の資格を持ち、会計に関して専門的な視点から当社の監査に反映していただけると判断しました。なお同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、新しい時代の新しい発想・アイデアに適切にご対応いただけると判断しましたので、引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内洋平氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 竹内洋平氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合に、当社との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、責任の限度額は、月額報酬の2年分の合計金額又は法令が定める金額のいずれか高い額です。
4. 竹内洋平氏は、現在、当社の社外取締役監査等委員であります竹内定夫氏の三親等以内の親族であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

以上

メモ

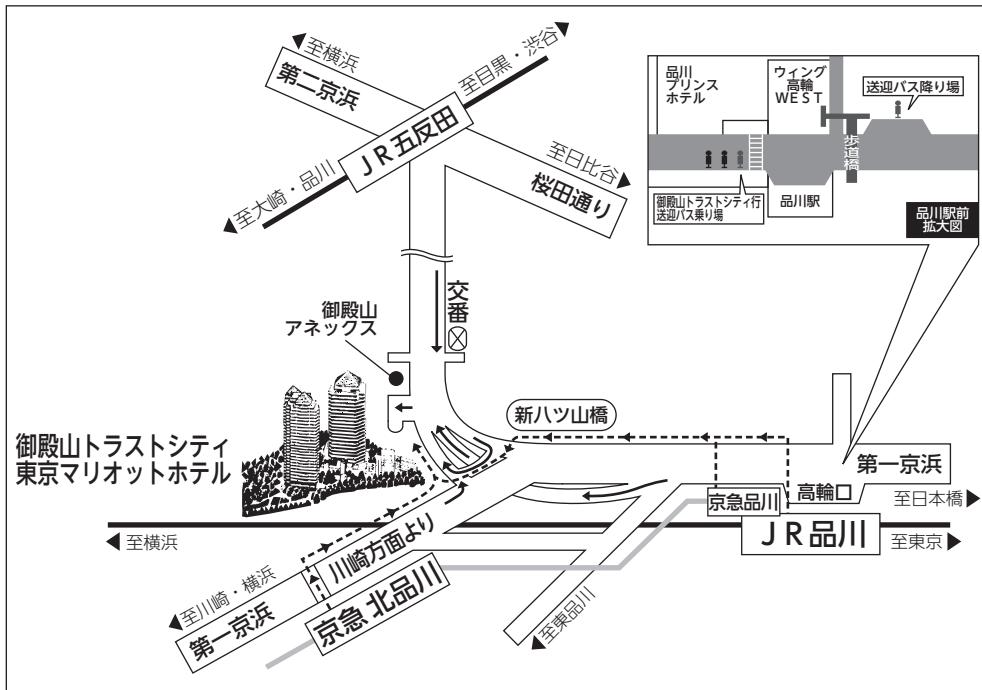
株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区北品川四丁目7番36号

御殿山トラストシティ

東京マリオットホテル 1階「スタジオ」

※昨年と会場が異なりますので、ご来場の際は、ご注意ください。



交通 《電車》・JR各線・京浜急行線品川駅（高輪口）より…徒歩10分

高輪口前横断歩道を渡り、左にお進み下さい。（JR五反田駅方面）

新ハツ山橋交差点の横断歩道を渡り東京マリオットホテルまで70m

・京浜急行線北品川駅より…徒歩3分

改札口すぐの歩道橋を渡り、品川駅方面へお進み下さい。

新ハツ山橋交差点の横断歩道手前を左へ東京マリオットホテルまで70m

《バス》・JR品川駅 高輪口（西口）

都営バス⑥番乗り場（無料送迎バス御殿山トラストシティ行）

9時台発車時刻（分）：00 06 12 18 24 30 36 43 50

品川駅のバス乗車場所と降車場所は異なっておりますので、ご注意下さい。

・JR五反田駅（東口）発 六本木循環（「反96」系統）

「御殿山」にて下車…徒歩1分

＜お願い＞駐車場に限りがありますので、なるべく電車・バス等の交通機関をご利用下さい。